

## 熊本大学学術リポジトリ

### Kumamoto University Repository System

Title	修學旅行より野外演習まで (補遺 ; 3)
Author(s)	第五高等學校開校五十年記念會
Citation	五高五十年史: 456-463
Issue date	1939-03-03
Type	Book
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2298/10805">http://hdl.handle.net/2298/10805</a>
Right	第五高等学校 (熊本大学)

ものである。慾目からかも知れないが、角幅は別として、丸幅に於ける白線二條乃至三條は、何と言つても、全國の學校に於ては、最も特徴があり、又最も品格があるやうに思ふ。

### 三 修學旅行より野外演習まで

旅行規程  
の改正

二十三年  
の旅行

修學旅行に就いては前にも述べたが、多少の缺行者を除いては、校長以下職員生徒全校的行事として、更に一言して置きたい。その方法も色々と變つて、大正十二年を最後として、その跡を絶つて了つた。先づ規則に現れてゐるものから記せば、明治三十二年十一月に改正された生徒修學旅行規程十三條がある。その第一條に依れば、「修學旅行ハ軍隊組織トス」とあり、(工學部は別に定められてゐる)第二條には、「修學旅行ハ三泊以内トス」と定められてゐるのは、或は一週間、或は十日間、或は二週間に互つて行はれたもので、龍南會雜誌に詳細に記されてゐる。例へば、二十三年十一月六日より、十日間の豫定を以て、福岡地方へ出發せる時の如き、生徒百六十人、職員には軍隊・歴史・地理物産・測地・博物・圖畫・氣象・建築・古文書類・地質鑛物・製造工業・旅行紀事・先發・衛生・會計・輻重等の擔當を定め、玉石郡長新美吉孝氏より、鷄卵四百箇、小魚二百尾の贈物があつたのを始として、各地に於て非常な歡待を受けたことは、歸校後學校から出した禮狀を見ても知られる。即ち官報へ報告したものは、

第五高等中學校ニ於テハ學術研究ヲ兼ネ軍隊ノ風紀ヲ實地ニ習學セシムル爲メ生徒百六十人ヲ軍隊ニ編成シ職員之ヲ率ヒ久留米福岡三池地方ニ向ヒ長途ノ行軍ヲナセリ即チ十一月六日熊本ヲ發シ植木ニ泊ス七日川邊村大字鍋田ニ泊ス該村ハ國道筋ニ非サルモ第六師團機動演習觀覽ノ都合ニ據レリ八日黎明川邊村ヲ發シ兼松驛ニ泊ス九日久留米尋常中學明善校ヲ參觀シ同市ヨリ鐵路ニ據リ博多ニ出テ元寇紀念碑建設所ヲ覽福岡市ニ泊ス十日宮崎神社ニ參拜シ社前ニ於テ軍隊捧銃式ヲ行ヒ寶物ヲ拜觀シ福岡縣立尋常中學修猷館及尋常師範學校其他工業場等ヲ參觀シ福岡市ニ滞在ス十一日鐵路ニ據リ太宰府神社ニ參拜シ社前ニ於テ捧銃式ヲ行ヒ寶物ヲ拜觀シ各所ノ古蹟ヲ訪ヒ二日市ヨリ再ヒ鐵路久留米ニ到ル十二日柳川ニ達シ直チニ柳川尋常中學橋蔭學館ヲ參觀シ同所ニ泊ス十三日三池炭鑛及紡績會社ヲ縱覽シ大牟田ニ泊ス十四日三池炭鑛會社ノドックヲ縱覽シ府本ヲ經金山ニ於テ發火演習ヲ施行シ高瀬ニ泊ス十五日吉次越ノ間道ヲ取り歸校セリ此行沿道各所ニ於テ地理歴史其他學術上ニ就キ説明スヘキモノアレハ教員必ス生徒ニ教示シ植物ヲ採拾シ山水物件ヲ描寫スル等修學上得ル所尠カラサルノミナラス生徒皆活潑壯健ニシテ歩行ニ艱ムモノ少ク中途病ニ罹リ歸校セシ者ハ僅ニ二名ナリキ且ツ此行至ル處學校會社及人民ヨリ厚遇ヲ受ケタルハ一行ノ大ニ感シタルトコロナリ

と記してある。而して、何かの参考の爲に、「修學旅行決算」を左に掲げて置きたい。

### 修學旅行旅費決算

一金四圓	旅費八泊分	一金五十錢	一泊分追給高	計四圓五十錢也	預り高内仕拂分	金一圓五十六
錢也	九泊宿料	汽車賃等				

### 内 譯

金十錢	植木宿泊料	金十一錢	鍋田村同	金十一錢	五厘	兼松同	金二十三錢	久留米博多間汽車賃	金十錢	博多
二日市間同	金十四錢	二日市久留間同	金二十四錢	福岡市宿泊料	二泊分	金十三錢	久留米一泊同	金十二錢		

柳川同 金十五錢 大牟田同 金十二錢 五厘高瀬同  
 金一圓十五錢 一厘生徒百五十九人分  
 岡一泊料補助割合  
 金二十一錢 九厘 荷物運搬費 桐油代割合

計二圓九十三錢 仕拂高

差引金一圓五十七錢 過金

而して生徒からは、豫め一名宛旅費一圓五十錢を徴收し、「差向キ全額難差出モノハ先ヅ金一圓差出置モ苦シカラズ」と附記して揭示したのは、當時としては已むを得なかつたであらう。

二十四年  
 度の出迎  
 旅行概況

翌二十四年四月二十五日、歸着の一行に對する慰勞の爲、之を川尻口に迎へ、翌年十月行はれた時は、一行二百六名を一隊に編成して、體操教員之が隊長となり、四小隊長は生徒中より之を選び、十一日午前六時集合、七時出校、百貫石にて崇教丸に乗船、十二日午前六時鹿兒島上陸、十三日には鹿兒島高等中學校造士館に赴き、校門にて職員生徒一同に迎へられ、授業及び館内を通覽し、同館瀬川助教授から、維新前薩摩國の教育に關する沿革に就いての講話に耳を傾け、十四日には、磯の紡績所及び田ノ浦の陶器製造を參觀し、島津公西郷翁の墓に詣で、城山を巡りて西南役の戦跡を探り、十五日午前六時發、海路加治木に向ひ、十六日午前七時横川驛發、眞幸に向ひ、十七日午前七時發、猛雨を冒し、吉田越の嶮を過ぎて、午後二時人吉着、郡長から同地の地理歴史談を聽き、十八日午前九時、十九隻の小舟を雇して、球摩の奔湍を下り、途中白石の鐘乳洞を一見、行程十六里、僅に八時間にして八代に到り、十九日午前七時發字土着、二十日歸校。二十六年には、十一月六日出發、大津・

二十六年  
 旅行概況

見學主體  
 を軍隊組  
 織に變更

官地・竹田・野津原・大分・日出・字佐・中津・耶馬溪・豊津・大隈・甘木・久留米を経て、十八日歸校したるが如き、時に長短はあつても、見學を主とすものであつたのを、軍隊組織に改め、三泊以内に制限したわけである。而も缺行者を防ぐ爲に、第三條には、「修學旅行ハ當然出行スヘキ生徒總數ノ凡十分ノ七以上出行スルニアラサレハ之ヲ行ハス」と定められた。

三十四年  
 の改正

三十九年  
 の改正と  
 發火演習  
 規程

然るに三十四年十一月、之を改正して、第一條に、「修學旅行ハ工學部一年及大學豫科各年級生徒ニ課ス」と爲し、三泊以内と定め、三十六年十月改正の第一條には、「修學旅行ハ大學豫科各年級生徒ニ之ヲ課ス」と定め、更に三十九年四月二十日、工學部分離後、第一回教授會議の結果、從來の大學豫科修學旅行規程を廢棄して、新に發火演習規程四個條を設けることを協議したのである。その第一條に據れば、「體操科實地教練ノ爲ニ、毎年一回以上發火演習ヲ行フ」とあり、即ち一般の見學旅行にあらずして、専ら體操科實地教練の爲となつたのである。従つて缺行者は、事情の輕重に依り、體操科試験點若くは學年全成績より減點することゝなるわけで、第四條には、「發火演習ハ生徒總員ノ十分ノ三以上缺課スルトキハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ」と記されてゐる。四十一年度の一覽には、九月授業料と同時に納めたところの發火演習旅行費は、返付しないことの一條を加へてゐるが、再び三泊以内とすることゝなつたのも、恐らくは生徒の要求であつたらう。而して改正の理由としては、調査の結果、各高等學校とも、數泊の旅行を行つてゐないこと、例年多數の缺行者を出すこと、生徒の懇親にはなるが、旅行後生徒の規律が亂れて悪弊續出すること、地方部落の宿泊民家に迷惑をかけることなどが擧げられてゐる。而して曾ては十泊以上の長きに亙る旅行が、俄にして宿泊しなるとなれば、非常の變化と申さねばならぬが、

改正の理  
 由

四十年十月十四日の教授會の發火演習と花瓶

利害を伴ふことは、獨り旅行ばかりではないので、四十年十月十四日の教授會には、發火演習を舉行するや否やに付協議の結果、本年も例年の通り行ふこと、時期は十一月初旬頃とすること、三泊に決し置くこと等が決議せられ、その後も引續き行はれた。その頃の記念品としては、四十四年十月三十一日より、佐賀縣鹿島地方三泊の發火演習舉行の際、修猷館職員生徒より陶器製花瓶を寄贈したことで、今に記念式場を飾つてゐるのである。

發火演習の規程を廢して新に野射撃演習及射撃演習を定む

かくの如く、例年四日を費して行はれてゐたのが、大正五年二十六日を以て、發火演習規程を廢して、新に野外演習及射撃演習規程五箇條が定められた。(大正元年十月並に同四年十一月の京都修學旅行は特例) その第一條には、「體操科ノ一部トシテ毎學年各一回以上野外演習及射撃演習ヲ行フ」と定められ、毎回一日又は二日に短縮され、従來一圓八十錢を納めしめたのが、五十錢とされたのである。

大正八年の改正

然るに大正八年度になると、第二學年以上に在りては、第一學期に於て、全部又は學年別に之を行ひ、一泊二日とし、第一學年に在りては、第二學期に於て、一日間之を行ひ、射撃演習は、之を狹窄射撃演習と實包射撃演習とに分ち、實包射撃は、第二學年以上に課することとなつた。而してこの規程は、昭和三年度の一覽までに掲げられてはゐるが、この十數年間、一泊二日の演習を行つたことはなかつたやうだ。昭和四年度の一覽には、前記の規程なく、體操科の内、野外演習及射撃演習は、主として第二學期に於て各學年各四日、射撃演習は、各學年實包射撃各一回、狹窄射撃各二回、と改められたところ一箇條となつて今日に及んでゐる。而して龍南會雜誌には、大正七年三月發行第百六十六號までしか、その記事は掲げてゐないが、大正十二年十一月二十七日より二日間、福岡縣大牟田市地方へ野外演習を舉げたのが、宿泊旅行の最後であつた。

宿泊旅行の最後

昭和四年の改正

兎狩も、世態の推移や入學者の府縣別比率の變化等に従つて、次第にその趣を殊にして來た。即ち龍南會創立前に於ては、殆ど公式的に行はれたのが、大正以來全く中絶し、近年總務部主催の下に復活したが、當年の隆盛に復すことは望み得ない状態に在る。茲には過去の一志料として、明治二十二年十二月九日に催された時の掲示案を載録するに止める。

二十二年の兎狩

兎狩ノ件掲示(二十二年十一月六日)

來ル九日西山地方へ行軍御執行ニ付準備方法生徒へ掲示按等左ニ相伺候

一 本部を嶽村トス

一 總人員ヲ四組ニ分ツ各方面ニ向ヒ競争兎狩ヲ舉行ス

一 前日ヨリ諸事準備ノ爲委員三名先發ス

生徒へ掲示案

來ル九日西山地方へ行軍兎狩執行條條同日午前二時舊學校前ノ橋際(古城熊本新聞社前)へ集合スベシ尤モ出

發ハ二時三十分ノ事

但差支有之不參ノモノハ明七日午前マデ届出ベシ

一 總人員四組ニ分ツ其組合人名等ハ追テ掲示ス

一 朝晝兩飯及ビ椀若クハ茶碗ノ類二箇等ヲ携帶スベシ

一 服裝ハ本校制定ノ被服着用スベシ

而して「兎狩ニ要スルモノ」として記されてゐる中に、「職員並ニ生徒トモ凡貳百人」、「唐辛午后ノ休息二百斤金三十六錢 酒壹樽五圓」等が遺つてゐる。

#### 四 提 灯 行 列

熊本に於ける提灯行列の嚆矢

明治二十七年三月九日に舉行せられた 天皇皇后兩陛下大婚滿二十五年奉祝や、その夜行はれた提灯行列に就いては、既に述べて置いたが、熊本に於ける提灯行列の嚆矢を爲せる意味に於て、更に一言するの必要を感じる。それに關しては、大正十五年十二月二十五日發行第二百號特輯記念號所録、隈本繁吉氏の「龍南の上古史を辿りて」の一文を引用して見れば、

(前略) 明治天皇御大婚二十五年の祝典、所謂銀婚式を擧はせらるゝ事となり、我五高に於ても提灯行列を行ひ奉祝の誠意を表したのであるが、之は今から思へば何でもないやうであるが、其當時では實際非常に骨の折れた問題であつた。當時の總理大臣は伊藤伯(後の公爵)外務大臣は陸奥氏(後の伯爵)で、外交軟弱の聲が頗る高く、それで、御大婚二十五年の奉祝も、政府が國民の心持を轉換する爲だと唱ふる向もあり、甚しきは西洋風の銀婚式などは、我國柄として、如何かといふ風に書き立てる新聞紙もあつたやうである。又今でこそ提灯行列は何等新しきものではないが、當時は頗るハイカラのものにも思はれたのである。概ね九州人のみにて固められ寧ろ保守的と銘打たれたる其頃の五高として、而も前陳の如き雰圍氣が濃厚に漂ひたる熊本にて、提灯行列により奉祝の誠意を表するといふのは、破天荒の企てであつたのである。實際此「銀婚式」に對する全國の重立てる學校——今日よりも學校の數は固より非常に少いのであるが——の奉祝方に就ても、提灯

行列をなすのは、新聞紙の所報に依れば、第一高等中學校のみで、他には右様の催しがないうやうであつた。

云々

此の熊本に先鞭をつけた催しは、一部人士の非難もあつたらうけれども、到る處拍手喝采を以て迎へられ、「高等中學萬歳を連呼するもの幾千人ぞと私語した」と、第二十五號にも記してある。記者は又、

(前略) 何物の醉漢ぞ、肅然たる隊伍を横ざらんとしたるものありしが、憐れなる醉漢は堀君一個唱の下に投げ去られ、復び起ちて抗する能はざりしは笑止なりき。

と述べてゐる。肅然たる隊伍とは、社會に對する責任上から考へても、強ち自畫自讚ではなかつたであらう。而してその醉漢の暴舉も、單なる惡戯からか、それともこの行に對する反感からかは、知る由もないのである。

而してその後幾度か催されたのは言ふまでもないが、一々記す必要もないことである。

#### 五 栽 樹 會

愛校精神の發露

亭々として聳ゆる幾百となき松樹や、本門より中門までの道路の左右の櫻樹や、植物園内の草木などに就いては、曩にも一言した通りであるが、職員生徒擧つての愛校の精神の現れの一つとして、更めて栽樹會のことを記して置きたい。

栽樹會の起源

栽樹會のことは、明治二十九年乃至三十年の本校一覽にも掲げてある通り、二十八年二月、その發會式を擧げたのであるが、今その第五高等學校栽樹會規則(醫學部ヲ除ク)第一條を案するに、「本會ハ第五高等學校職員生徒及本校ニ緣故アルモノヲ以テ組織シ校内ニ樹木ヲ栽培スルヲ以テ目的トス」とあり、會務を總理する所の會頭